

大阪府貝塚市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和7年4月1日現在における大阪府貝塚市の行政区域とする。

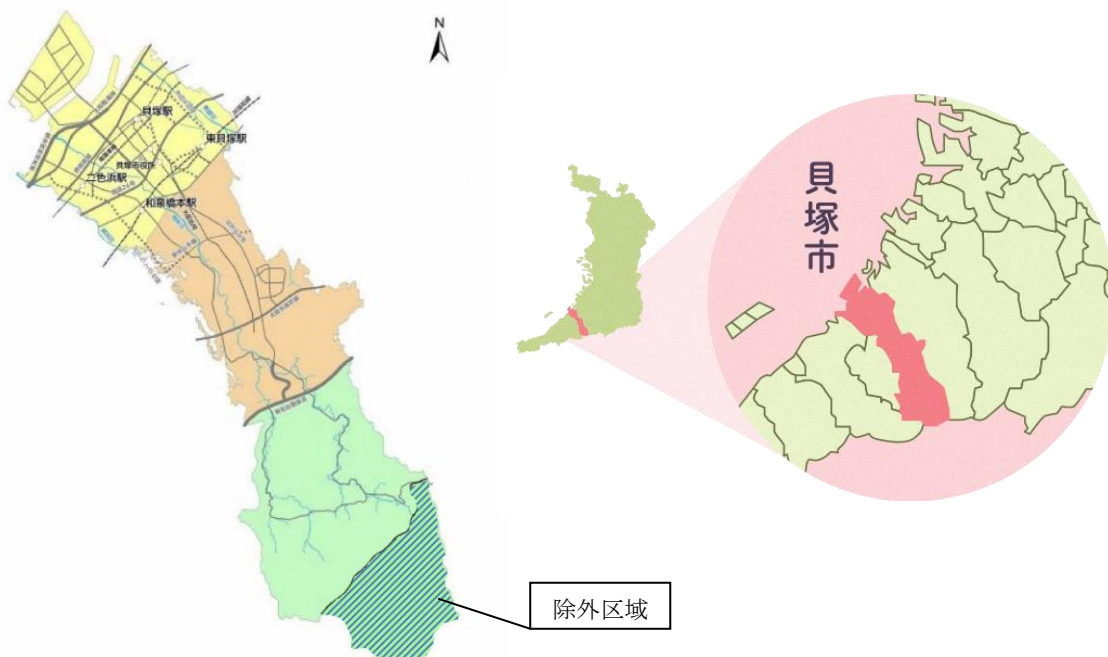
面積は、4,393 ヘクタール（貝塚市面積）である。

ただし、金剛生駒紀泉国定公園に指定されている地域を除く。

なお、本区域には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査により選定した特定植物群落（和泉葛城山シラキ・ブナ群落及びその周辺）、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（二色の浜、近木川および男里川の河口部）、同じく環境省が選定した生物多様性保全上重要な里地里山（和泉葛城山山麓周辺）及び、「大阪府レッドリスト2014」で選定された生物多様性ホットスポット（和泉葛城山・泉州ため池群・近木川河口・二色の浜）を含むほか、国内希少野生動植物種の生育・生息域を含む可能性があるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

その他、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業実施区域、自然公園法に規定する国立公園及び府立自然公園、シギ・チドリ類渡来湿地、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域は本区域に存在しない。

（貝塚市行政区域図）



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

（地理的条件）

貝塚市は、大阪府の南部にあり大阪市の中心部までは概ね 30 k m 圏内に位置し、鉄道で約 30 分、自動車では阪神高速 4 号湾岸線が通っており約 40 分程度の距離にある。

また、国内外の空の玄関口である関西国際空港までは自動車です約 15 分程度の距離にあり、海の玄関口として、大阪府が管理する重要港湾の阪南港が整備されている。

（インフラの整備状況）

1) 公共交通機関

鉄道は、南海電気鉄道本線・JR 阪和線により大阪市、和歌山市と結ばれており、所要時間は大阪市まで約 30 分、和歌山市とは約 40 分圏内の位置にある。

2) 主な道路網

貝塚市の臨海部には、大阪府道 29 号大阪臨海線、阪神高速 4 号湾岸線があり、これにより大阪市の中心部へ移動することができる。その他にも貝塚市の中心部には国道 26 号、山間部には阪和自動車道が整備されており、大阪市の中心部や和歌山県方面への交通の利便性も高い。

（教育機関）

貝塚市内には、高度な知識、技術の教育・研究を通じて豊かな人間性を養い、広く国民の保健・医療・福祉の向上に寄与することのできる有能な人材を育成することを教育理念とする大阪河崎リハビリテーション大学、地域社会の保健医療と福祉に貢献する人材の育成をめざす河崎会看護専門学校、技術と心両方の成長に重きをおき介護のプロの育成をめざす学校法人誠優学園大阪社会福祉専門学校といった医療・福祉・介護に関する教育機関が開設されており、実践的な職業教育により、それぞれの分野において即戦力となる人材を育成している。

（産業構造）

貝塚市では、近代以降、繊維・ワイヤロープといった独自の地場産業が発展を遂げてきたが、高度成長期以降は産業構造の変化の影響を受けた一方、二色の浜環境整備事業の完了により、二色の浜産業団地への企業立地が進んだ。

令和 2 年国勢調査によれば、現在、貝塚市の産業構造として、産業別就業者数から見ると、第一次産業が 1.5%、第二次産業が 25.2%、第三次産業が 73.3%と第三次産業就業者数割合が高くなっており、南海貝塚駅周辺で中心商業地、その他鉄道駅周辺で地域商業地が形成されるなど、小売業の人口一人当たりの年間商品販売額は増加傾向にある。また、前述したとおり二色の浜産業団地への産業集積が進んだことで、製造業の売上高が 244,950 百

万円、純付加価値額が 48,205 百万円と全産業のうち最も高い数値となっており本市の基幹産業となっている（令和 3 年経済センサス活動調査）。

一方で、令和 3 年市町村別農業産出額（推計）データベースによれば、貝塚市における第一次産業は、農業産出額全体では 20.6 億円で大阪府内の 7.0%を占め府内 5 位となっており、本市の特産物であるなす、ねぎ、たまねぎなど野菜の産出額については 17.4 億円と府内 1 位と高くなっている。

また、みつばは令和 3 年における都道府県別のみつば生産量で大阪府は全国 7 位となっており、そのうち約半数の年間約 250 トンを本市が占めている。

（人口分布の状況）

令和 2 年国勢調査によれば、貝塚市の人口は、84,443 人となっており、市域面積の 33.3%が人口集中地区となっている。平成 27 年 10 月策定の「貝塚市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」によると、貝塚市の人口は、第二次世界大戦の終戦から高度成長期にかけて人口が急激に増加したが、本市の主要産業である繊維・紡績産業が不調に陥るに伴い、人口の伸びも緩やかとなり、昭和 55 年からは人口減少に転じた。しかし、平成元年には二色の浜パークタウンのまちびらきなど開発が進み、また関西国際空港の開港に伴って幹線道路網が整備され、他都市から本市へのアクセスが向上したことなどにより、平成 3 年以降には再び人口増加傾向となった。近年の動向をみると、平成 20 年に東山丘陵地をまちびらきし、平成 3 年から平成 21 年にかけて、総人口は微増傾向で推移した。

「貝塚市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における将来人口の展望では、令和 2 年の人口を 88,177 人と予測していたが、増減率のマイナス振れ幅が拡大し、予測を下回る結果となっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

貝塚市における全産業のうち、製造業の純付加価値額は市内全体の 37.45%を占めており、また事業所数は 427 事業所で、本市の地域経済における基幹産業となっている（令和 3 年経済センサス活動調査）。

本市では住工混在解消による操業環境の向上などを目指し、二色の浜産業団地への産業集積を図ってきた結果、製造業を中心とした企業立地が進んだ。今後も本市の食料品製造業、鉄鋼業、金属製品製造業等を中心とした産業集積を生かしつつ、幅広く成長性の高い新事業への参入を支援するとともに、多様なものづくり関連産業等における生産性向上、販路拡大を支援し、売上増加を促進することで、地域雇用の増大につなげ、地域経済の活性化を図る。

医療・ヘルスケア分野については、市内の医療・福祉・介護事業の集積や、複数の専門教育機関による実践的な職業教育に伴う即戦力人材の輩出、高齢化率の上昇などといった

本市の特色を背景とし、増大・多様化するニーズに対応すべく、本市の充実した医療・福祉・介護の体制を活かし、医療・ヘルスケア分野の事業拡大や新規展開を支援する。

卸売・小売、物流分野については、本市における卸売業・小売業の集積と本市の良好な交通インフラの活用により、物流分野においても、付加価値の高いサービスを提供する事業所の集積により、成長への好循環の実現と地域経済の活性化に繋げていく。

農業分野については、農業産出額全体で府内5位、野菜産出額について府内1位といった本市の高い水準を活かし、農商工連携や農業の6次産業化の取組み、販路開拓などを支援することで、地域経済の活性化を図っていく。

これらの取組みにより、付加価値額の増加、新たな雇用の創出、イノベーション、産業集積などを実現し、それぞれの分野が連携することで、地域経済が活性化することを目指すしていく。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	172.3 百万円	—

(算定根拠)

・1件あたりの平均6,889万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を2件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.25倍の波及効果を与え、促進区域で172.3百万円の付加価値を創出することをめざす。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	2件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が6,889

万円（大阪府の1事業所あたり平均付加価値額（令和3年経済センサス活動調査）を上回ること。

（3）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業所の地域経済牽引事業に係る売上が開始年度比で1%以上増加すること
- ② 促進区域に所在する事業所の地域経済牽引事業に係る雇用者数合計が開始年度比で5%以上増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業所の地域経済牽引事業に係る雇用者給与等支給額が開始年度比で4%以上増加すること。

なお、（2）、（3）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（1）重点促進区域

重点促進区域は、以下の区域とする。

【重点促進区域】

貝塚市清見・名越 約3.4ha



【概況及び公共設備等の整備状況】

概ねの面積は約 3.4ha であり、このうち約 2.6ha が農地で、内 1.4ha が農用地区域に設定されている。

本区域は令和 11 年度暫定供用開始予定の都市計画道路泉州山手線沿いに位置し、泉州山手線の完成後には、関西国際空港へのアクセス性が向上し、更なる交通利便性の向上が期待される。また、岸和田牛滝山貝塚線（貝塚中央線）沿いに位置し、東側にある阪和道貝塚 IC までは約 5 分、西側の阪神高速湾岸線貝塚 IC までのアクセスは約 10 分であり交通の利便性は良好である。

それに加え、せんごくの杜と岸和田牛滝山貝塚線（貝塚中央線）が繋がることから、人・物の流れの活性化が予想され、沿線への新たな企業進出が期待される。

なお、本区域に環境保全上重要な地域は含まれない。

また、本区域は市街化調整区域内にあり、農用地区域が含まれているため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

【関連計画における記載等】

第 5 次貝塚市総合計画では、「まちの活性化と雇用を創出する企業誘致などを円滑に進めるためにも、泉州山手線などの都市計画道路の整備促進が必要」と記載され、令和 7 年度貝塚市市政運営方針では、「関西国際空港に近い地理的条件を活かし、幹線道路沿道への倉庫・物流施設その他の誘致を進めるにあたり、成田空港周辺における先行事例も参考にしつつ、大阪府や近隣自治体と連携した国家戦略特区制度の活用や、地域未来投資促進法による重点促進区域の設定」を検討、「令和 7 年度から大阪府より市街化調整区域での開発許可の権限移譲を受け、市が直接、都市計画区域全体の開発許可事務を行うこととしており、都市計画道路泉州山手線の暫定供用開始を控え、その沿道をはじめとした土地利用について、事業者からの進出意向に適正かつ迅速に対応できるよう取り組む」と記載されている。

貝塚市都市計画マスタープラン及び貝塚市立地適正化計画では、「広域都市軸は阪神高速湾岸線、阪和自動車道、大阪臨海線、国道 26 号、泉州山手線、大阪外環状線とし、広域的な観光・交流の促進や物流の効率化向上をめざす」と記載されている。

大阪府農業振興地域整備基本方針では、「非農業的土地需要への対応について、やむを得ず農地転用を目的とした農用地区域からの除外を行う場合においては、周辺農用地区域における農業上の利用に支障が生じないことはもとより、都市計画等他の土地利用計画との調整を図ることにより、計画的な土地利用の確保に努めるとともに、無秩序な市街化による農用地区域の減少を抑止する」と記載され、貝塚農業振興地域整備計画では、「変化する消費者ニーズに対応した農業生産振興に関する諸施策は当然のこととして、都市的土地利用との調整、地域環境と調和した土地利用に重点を置くとともに、農地を含めた地域資源の積極的な活用をめざす」と記載されている。

以上のことから、都市計画道路泉州山手線の整備に伴い、非農業的土地需要が見込まれる地域において、農地と他の土地利用との整序化を図り、田園環境に配慮した物流施設等を設置することは、関連計画等と整合しているといえる。

(2) 区域設定の理由

市内の造成済みの産業集積拠点である二色浜産業団地は全てが完売しており、宅地化された遊休地などの物流施設等が立地可能な未利用地は無い。

本区域は、阪神高速湾岸線貝塚 IC 及び阪和自動車道貝塚 IC に近接しており、交通の利便性が高く、さらに、暫定供用開始予定の都市計画道路泉州山手線が整備されることにより、市内外への物流が活性化・効率化し、沿線への新たな企業進出が期待されることから、本区域を重点促進区域に設定する。

なお、地域未来投資促進法に基づく農用地区域からの除外及び農地転用を前提とするため、関係行政機関との調整や関連計画との整合、及び周辺住民の理解を図る。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域
なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①貝塚市の食料品製造業、鉄鋼業、金属製品製造業等を中心とした産業集積を活用した成長ものづくり分野

②貝塚市内の病院、医療系大学・専門学校、福祉施設等の集積を活用した医療・ヘルスケア分野

③貝塚市の充実した広域交通体系を活用した卸売・小売、物流分野

④貝塚市のなす、みつば、たまねぎなどの特産物を活用した農林水産分野

(2) 選定の理由

①貝塚市の食料品製造業、鉄鋼業、金属製品製造業等を中心とした産業集積を活用した成長ものづくり分野

本市には、3,139社の多様な事業所が存在し、そのうち製造業が427社で全事業所数の13.6%、また純付加価値額については48,205百万円で全産業の純付加価値額の37.5%を占めており、府内平均の15.1%及び全国平均の16.4%を大きく上回るなど、本市における基幹産業となっている（令和3年経済センサス活動調査）。

製造業全体の製造品出荷額等における割合は、食料品製造業（31.9%）が最も多く、鉄鋼業（12.6%）、金属製品製造業（10.9%）、はん用機械器具製造業（9.0%）、繊維工業（7.5%）と続いている（令和3年経済センサス活動調査）。

本市の食料品製造業は、平成17年（2005年）における製造品出荷額等が18,284.06百万円であったが、二色の浜産業団地内に大手牛乳・乳製品メーカーが西日本におけるヨーグルト・プロバイオティクス事業の基幹工場を建設し、操業を開始したことにより、翌年の平成18年（2006年）には、31,657.69百万円と約1.7倍に増加し、その後も出荷額を伸ばし、令和3年（2021年）においては66,337.84百万円となった。食料品製造業は、本市における製造品出荷額等の31.9%を占めており、卸売業、運輸業、小売業等、様々な分野への波及を及ぼす分野となっている（令和3年経済センサス活動調査）。

また、鉄鋼業は、平成26年（2014年）以降の製造品出荷額等を見ると、33,000百万

円前後の数値で推移してきた。市内には昭和初期から操業する自動精密溶断業のパイオニア企業が本社を構えており、令和3年(2021年)の製造品出荷額等については26,286.85百万円となり、出荷額は減少したが食料品製造業に次ぐ数値となっており、市の基幹産業の一分野となっている(令和3年経済センサス活動調査)。

また、金属製品製造業は、平成29年(2017年)までの10年間の製造品出荷額等では、平均して17,000百万円程度で推移していたが、平成30年(2018年)に25,459.05百万円となるなど急増し、令和3年(2021年)では22,660.59百万円となり鉄鋼業に次ぐ分野となっている(令和3年経済センサス活動調査)。

貝塚市ではものづくり産業を支援すべく、岸和田市やハローワークと連携した「合同企業就職面接会」を実施し、企業の人材不足等の課題解決や人材育成を支援している。また、中小企業・小規模事業者における人材不足による経営不安要素を解決する一助として、採用に関するプロの講師を招き「人材確保支援セミナー」を開催している。その他、市庁舎内に「産業展示ショーケース」を設置し、市内の企業・企業団体の優れた製品や技術、事業内容や事業実績を来庁者に広く紹介している。

これらの取組により、貝塚市の特性を生かした成長ものづくり分野の企業経営力を向上させるとともに、多種多様な関連産業に対しても波及効果をもたらし、地域経済の活性化に繋げていく。

②貝塚市内の病院、医療系大学・専門学校、福祉施設等の集積を活用した医療・ヘルスケア分野

本市では、創立80年を超える市立貝塚病院が「地域住民を支える良質な医療の提供」という理念のもと、地域の中核病院として住民の健康を守ってきた。また、医療・福祉事業の集積の面では、医療・福祉業の市内事業所数が319事業所で全産業中3位、従業者数が5,511人で全産業中2位、純付加価値額が20,234百万円で全産業中3位となっている(令和3年経済センサス活動調査)。また、本市には医療・福祉・介護に関する専門の教育機関が開設されており、実践的な職業教育により、それぞれの分野における即戦力となる人材を輩出している。

本市の特色として、精神科病床のある病院が4施設あり、人口10万人あたりの病院病床数のうち、精神病床数が大阪府平均203.46に対して2,237.1と非常に大きくなっている(JMAP 地域医療情報システム)。

また、本市における高齢化率は、2020年時点で27.25%と、10年前の2010年時点21.54%から大きく増加しており、大阪府下の平均(2010年22.14%、2020年26.72%)と比較しても、高齢化率が高い状況である(地域経済分析システム RESAS)。

このような背景から本市では、将来直面することになる2040年問題への対策が急務である。今後は、健康寿命の延伸に関する新たな取組みやICT導入などによる医療・介護現場の生産性の向上など、医療・ヘルスケア産業の分野に対するニーズは多様化・増大

していくものと考えられる。本市では産学官連携によるフレイル予防・健康増進に資するヘルスチェック事業の実施、新たに導入する健康アプリによるフレイル予防事業のほか、市民の自主的な健康づくりに関する取組みを支援する企業の登録制度の実施、高齢者の社会参加を促す通いの場への支援などに取り組んでいる。

加えて、大阪河崎リハビリテーション大学及び大学院では、認知症予防等に関する横断研究・長期的な縦断研究や特産物（水なす等）の健康機能性に関する研究を行っている。

本地域におけるこうした特性を生かし、地域経済の好循環をもたらす医療・ヘルスケア分野に関連する研究開発や投資等を促進することにより、域外需要の獲得、企業の稼ぐ力の向上ひいては地域経済の好循環の創出を目指す。

③貝塚市の充実した広域交通体系を活用した卸売・小売、物流分野

本市は、大阪市の中心部から南に約 30 km、鉄道で約 30 分の距離にあり、大阪市と和歌山市のほぼ中心に位置し、関西国際空港に近接している。鉄道では南海本線、JR 阪和線、道路では阪神高速 4 号湾岸線、阪和自動車道、国道 26 号及び 170 号などの充実した広域交通体系で周辺地域と結ばれるとともに、水間鉄道が市内の骨格を形成する公共交通としての役割を果たしている。沿岸部の阪神高速 4 号湾岸線貝塚ランプと山間部の阪和自動車道貝塚 IC との間は、幹線道路の府道岸和田牛滝山貝塚線（貝塚中央線）経由で約 15 分で移動でき、市内各所からも概ね 20 分以内で高速道路入口まで到着することができるなど、市内の交通体系も充実している。さらに、令和 11 年度には都市計画道路泉州山手線の一部が暫定供用開始される予定となっており、大阪府南部の泉北地域と泉南地域を連絡する新たな幹線道路として、人流・物流のネットワークがさらに進むことが期待されている。

このような地域の特性を背景として、本市には卸売業・小売業が集積しており、市内 3,139 事業所のうち 650 事業所（20.7%）で全産業中、最も多くなっている。また、純付加価値額では製造業に次いで全産業中 2 位、従業者数では 3 位となっている（令和 3 年経済センサス活動調査）。

また、本市における基幹産業である製造業と、産業集積が進んだ卸売業・小売業が及ぼす他産業への波及効果に加え、本市の良好な交通インフラの活用により、今後、運輸業、郵便業の物流分野において、付加価値の高いサービスを提供する事業所の集積を促進することにより、成長への好循環をもたらし、地域経済の活性化に繋げていく。

④貝塚市のなす、みつば、たまねぎなどの特産物を活用した農林水産分野

令和 3 年市町村別農業産出額（推計）データベースによれば、本市の農業は、なす、ねぎ、たまねぎなどを中心とした野菜の農業産出額が 1,740 百万円と農業全体の 84.5% を占め、大阪府内における野菜の農業産出額では第 1 位となっている。中でも、本市で

生産されているなすについては、大正時代に泉州地域の山間部で栽培されていた水なすの一種である「馬場なす」、明治時代に泉州地域の浜側一帯で栽培されていた水なすの一種である「貝塚澤茄子」が、令和 5 年に大阪府の『なにわの伝統野菜認証制度』に認定されたことで、飲食店や消費者の反響も大きく、今後のブランド化による更なる普及が期待されている。

また、みつばについては、昭和 40 年代に市内の農家が府内で初めて養液によるみつば栽培に成功したことで、その後市内でみつばの産地が形成された。令和 3 年における都道府県別のみつば生産量で大阪府は全国 7 位となっており、そのうち約半数の年間約 250 トンを本市が占めている。

個別野菜品目の産出額では、白菜が府内 1 位、なすが 2 位、ねぎ・たまねぎ・ほうれん草・キャベツ・ブロッコリーが 3 位となっており、本市における主要な作物となっている。

農業分野における本市のこのような強みを生かし、今後都市農業を更に推進していくため、上記に掲げた作物を中心として、農商工の連携や農業の 6 次産業化、販路開拓などにより売上高の向上を目指す地域経済牽引事業を促進することにより、農の雇用を生み出し、地域経済を活性化させ、地域全体への好循環化を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野を促進していくためには、地域の事業者ニーズを的確に把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。また、事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たって、国の支援策等も併せて活用し、積極的な対応により、企業間連携を支援することで、事業の効率化や生産性の向上を促進するとともに、企業の新事業の展開や成長分野への参入を支援する。

(2) 制度の整備に関する事項

①貝塚市産業集積促進助成金

企業の立地を促進するため、対象区域内において、家屋を建設し、自己の事業の用に供することを目的として土地を取得し、又は借り受けた企業に対し、固定資産税相当額を助成金として3年間交付する。

②貝塚市中小企業積極的事業展開促進補助金

中小企業者が、主要展示場・公設展示場等への展示による販路・需要開拓事業の実施や、国・大阪府又はその関係団体が所管する支援を活用した事業の実施など、積極的な事業展開を実施する場合に補助金を支給する。

③貝塚市企業立地促進奨励金

市の産業活性化を図り、新規雇用の創出等による市民生活の向上に資することを目的に、市内に立地を希望する企業等に対し、固定資産税・都市計画税・賃借料相当額を奨励金として3年間交付する。

④貝塚市企業人材確保奨学金返還支援補助制度

企業の人材確保に対する支援策として、奨学金を受けて高校等を卒業し市内企業に就職し、かつ市内に継続して居住する者を雇用し、その者の奨学金を代理返還制度により貸付元に直接返還する市内の企業を対象として、返還した奨学金の一部に対し補助金を支給する。

⑤大阪府の企業立地の優遇制度（大阪府）

ア 企業立地促進補助金

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う中小企業に対して補助金を支給する。

補助要件：投資額1億円以上 等

補助率 : 家屋・機械設備等の 5% (府内に本店等のある企業は 10%)

限度額 : 3,000 万円

※上記補助金の交付決定を受けた上で、所定の要件を満たした場合は法人事業税に対する補助 (2,000 万円限度) の対象となる。

イ 産業集積促進税制

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場、研究所、倉庫等の家屋又はその敷地となる土地の取得に係る不動産取得税を軽減する税優遇制度を実施する。

対象者 : 中小企業

特例措置の内容 : 対象不動産の取得に係る不動産取得税の 1/2 に相当する金額を軽減

限度額 : 2 億円

⑥地方創生関係施策 (貝塚市)

令和 6 年度以降、地方創生推進交付金を活用し、貝塚市の食料品製造業、鉄鋼業、金属製品製造業等を中心とした産業集積を活用した成長ものづくり分野、貝塚市内の病院、医療系大学・専門学校、福祉施設等の集積を活用した医療・ヘルスケア分野、貝塚市の充実した広域交通体系を活用した卸売・小売、物流分野及び貝塚市のなす、みつば、たまねぎなどの特産物を活用した農林水産分野において、設備投資支援等による事業環境整備や販路開拓の強化等の支援に取り組んでいく予定である。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備 (公共データの民間公開に関する事項等)

①「大阪府オープンデータサイト」において、大阪府が保有する各種データを公開し、ビジネスや身近な公共サービスへの活用に供する。

②貝塚市は事業者のニーズに応じて、市保有の公共データを可能な限り提供する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部内、貝塚市総合政策部産業戦略課を対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①産業振興に係る連携協定の締結

本市、貝塚商工会議所及び池田泉州銀行との間で、産業振興連携協力に関する協定を平成 24 年 8 月に締結しており、本協定により、「貝塚市産業振興融資ファンド」が創設され市内事業者への融資により一層積極的に取り組むなど、産業振興分野において相互

の人的・知的資源を効果的に活用し、商工業の振興、雇用就労促進などに関する諸事業を実施し、地域経済の発展に繋げている。

また、本市と株式会社りそな銀行との間で、市の活性化による雇用の創出に関すること等の事項について包括連携協定を平成 29 年 1 月に締結し、それまでの市指定金融機関としての連携をさらに強化し、相互に持つ知見や技術を共有し、市内企業の技術開発、販路拡大の支援などにより地域経済の活性化や雇用確保などの課題解決に向けて、市政推進にあたり、随時連携協力を行っている。

②産業用地の確保に関する取組

本市に立地を希望する企業が必要とする産業用地について、一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会泉州支部及び公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部との連携により、遊休不動産情報が得られる仕組みを構築し、民間所有の不動産と企業とのマッチングを図り企業立地促進の一つの手段とする。また大阪府では、広域自治体として府内市町村と連携し、協議の場等を通じて、公有地のみならず民有地も含めた用地情報や企業ニーズを共有するなど、産業用地の確保に向けて取り組んでいる。

③事業承継等の重要性・支援策の周知

本市では、事業承継・事業再編の重要性やそれらに対する支援等について、ホームページや広報誌等による周知を行っており、また大阪府では、事業承継支援のワンストップ相談窓口である「大阪府事業承継・引継ぎ支援センター」を中心に、商工団体や金融機関などオール大阪の支援機関で構成する「大阪府事業承継ネットワーク」で連携し、総合的な相談体制を構築し、事業者の状況に応じた支援に取り組んでいる。

④切れ目のない支援

地域経済牽引事業者に対して、定期的に企業訪問等を行い、国・府・市等の施策情報の提供や、地域経済牽引事業の進捗状況の確認及び継続的なフォローアップを実施する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和 7 年度	令和 8 年度から 令和 9 年度	令和 10 年度
【制度の整備】			
①貝塚市産業集積促進助成金	実施	実施	廃止
②貝塚市中小企業積極的事業展開促進補助金	実施	実施	実施

③貝塚市企業立地促進奨励金	実施	実施	実施
④貝塚市奨学金返還支援補助金	実施	実施	実施
⑤大阪府の企業立地の優遇制度	実施	実施	実施
⑥地方創生関係施策	検討	検討・実施	実施
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①大阪府保有の公共データの提供	実施	実施	実施
②貝塚市保有の公共データの提供	随時対応	随時対応	随時対応
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①事業者からの相談	随時対応	随時対応	随時対応
【その他】			
①産業振興に係る包括連携協定	実施	実施	実施
②産業用地の確保に関する取組	実施	実施	実施
③事業承継等の重要性・支援策の周知	実施	実施	実施
④切れ目のない支援	実施	実施	実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

貝塚市内で地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、本市における産業支援機関である貝塚商工会議所や、株式会社池田泉州銀行、株式会社りそな銀行をはじめとする地域金融機関などと十分に連携することにより、支援効果を最大限発揮していくことが重要である。

そのため、これらの関係支援機関に働きかけ、連携の強化等に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①貝塚商工会議所

窓口における相談業務のほか、法律、税務、経営診断等専門性の高い相談に対しては

専門家を配置するとともに、その創業、経営に関する様々な支援及び情報提供等を実施している。

②株式会社池田泉州銀行

本市及び貝塚商工会議所と３者による産業振興連携協力に関する協定を結んでおり、産業振興分野における相互の人的・知的資源を効果的に活用し、商工業の振興、雇用就労促進などに関する諸事業を実施する。

③株式会社りそな銀行

本市と包括連携協定を結んでおり、雇用の創出に関して相互に協力し、今後具体的な支援策を検討し、市内企業における人材確保に向けた支援等を行う。

④その他の地域金融機関

資金ニーズに応じた適切な金融支援を行うほか、蓄積された情報網を活用して経営課題の解決やビジネスマッチングによる販路開拓を図る。

⑤貝塚市農業委員会

農業・農業者の利益を代表する機関として、事業の実施にあたり、農地利用の最適化や新規参入の促進に関して必要な支援などを行う。

⑥ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）

クリエイション・コア東大阪内にある、ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）は、ものづくり中小企業の最新技術・製品を展示する国内最大級の常設展示場を有する、大阪府と公益財団法人大阪産業局が運営する府内ものづくり中小企業の総合支援拠点であり、ビジネスマッチングを中心に販路開拓、産学官連携、知的財産活動など総合的な支援を行っている。

⑦地方独立行政法人大阪産業技術研究所

大阪における産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進している。

⑧公益財団法人大阪産業局

大阪府の中核的な中小企業支援機関として、府内ものづくり企業の販路開拓支援をはじめとする様々な支援サービス（国際ビジネス支援、設備貸与、よろず支援拠点等）を提供するとともに、「マイドームおおさか」の貸館事業（展示会・商談会、セミナー会場等の運営に取り組んでいる。

⑨大阪信用保証協会

信用保証協会法に基づき設立された公的法人として、中小企業者や新たに事業を立ち上げる方の公的な保証人となり、事業資金の調達が円滑に行えるよう支援するとともに、利用先中小企業に対する経営支援や、創業を目指す方に支援を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対策等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組みを行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組みを推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組みが有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努

める。

② 交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備を行う。

③ 地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

① PDCAサイクルの確立

毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこ

ととする。

②その他

本計画を推進するにあたっては、貝塚市都市計画マスタープランをはじめとする関連計画と調和して整合を図るものとする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域においては、次のとおり市街化調整区域内であり、農用地区域を含む農地が存在しているため、これらの地域で地域経済牽引事業を実施する場合には、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【農地・農用地区域・市街化調整区域】

別表 1 参照

【地区内における公共施設整備の状況】

本区域は、市の中央部である岸和田牛滝山貝塚線（貝塚中央線）及び令和 11 年度暫定供用開始予定の都市計画道路泉州山手線沿いに位置しており、東側にある阪和道貝塚 IC までは約 5 分、西側の阪神高速湾岸線貝塚 IC までは約 10 分でアクセスでき、交通の利便性は高い。

また、インフラについては下水道が未整備であるが、関係機関と調整の上で必要な範囲において計画的に整備を進めることとしており、面的な大規模整備を行う必要はない。なお、接続工事等の公共施設整備は地域経済牽引事業を実施する事業者が行うものとする。

【地区内の遊休地の状況等】

貝塚市においては造成済みの工業団地が 1 カ所あるが全て完売しており、新たに工場が立地可能な未利用地はない。今後、遊休地が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地を優先的に活用することとする。

【他計画との整合】

貝塚市都市計画マスタープランにおける本区域の土地利用の基本的考え方は、「市街化調整区域については、「市街化を抑制すべき区域」という基本理念を堅持し、区域固有の資源や既存ストックなどその魅力を最大限に引き出すため、開発許可制度や地区計画制度等を活用し、鉄道駅周辺や主要な幹線道路沿道においては、住宅系用途、産業系やレジャー系用途等の誘導を図る」とされている。

また、同マスタープランに記載の本区域の市街化調整区域における土地利用の方針では、「幹線道路沿道の農地については、地域の意向や営農状況、土地利用状況などを踏まえ、地域活性化に資する場合は、必要に応じて、農業振興地域内の農用地区域の見直しを検討する。」と記載があり、都市計画道路の整備に伴い、非農業的土地需要が見込まれる地域において、農地と他の土地利用との整序化を図り、田園環境に配慮した物流施設等を設置することは、同マスタープランと整合しているといえる。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

①農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を優先することとするが、やむを得ず土地利用調整区域に農用地

区域を含める場合は、本市及び大阪府の担当部局と十分調整を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本区域には農用地が含まれている。やむを得ず農地に土地利用調整区域を設定する場合は、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じないこと、小規模の開発がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにするとともに本市で定められる農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の達成に支障が生じないようにするなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において「5（1）地域の特性及び活用戦略」に定める産業集積を活用した分野の用に供する施設を整備するため、土地利用調整区域を設定する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

ほ場整備事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。なお、本区域に関しては、新たな面的整備について検討していない。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域において、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていないが、今後、実施が予定された場合は、農地中間管理機構関連事業を行う予定があることが公にされている農地について、土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

（3）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本制度を活用した市街化調整区域における農地法及び農振法に係るもの以外の土地利用調整は行わないこととし、本区域においては、周辺の市街化を促進するおそれがないことを前提に、地区計画を設定・適用し、適正な立地誘導を図ることとする。

10 計画期間

本計画の計画期間は、同意の日から令和 10 年度末日までとする。

「大阪府貝塚市基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。